

一宮市労働者公益通報要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(令和2年法律第51号)により改正された公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第3条第2項及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(外部の労働者等からの通報)」(令和4年6月1日消費者庁。以下「地方公共団体向けガイドライン」という。)の趣旨を踏まえ、一宮市において外部の労働者からの公益通報があった場合の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公益通報」とは、法第2条第1項に規定する公益通報をいう。

2 この要綱において「労働者」とは、法第2条第1項に規定する労働者をいう。

3 この要綱において「通報対象事実」とは、法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

4 この要綱において「法令所管課」とは、通報対象事実に関する処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)に係る事務を所管する本庁又は出先機関の課(公所)等(法律上独立に権限を行使すると認められた職員を含む。)をいう。

(通報者の範囲)

第3条 通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業所の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者は、次条に定める窓口に公益通報をすることができる。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第4条 公益通報の処理に従事する者は、当該処理に関し職務上知り得た秘密を他に漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 公益通報の処理に従事する者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 公益通報の処理に従事した者は、公益通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、対応の各段階(公益通報の受付、教示、調査、措置及び結果の通知の各段階をいう。以下同じ。)及び公益通報への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

二 通報者を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと(通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。)

三 通報者を特定させる事項を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

四 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること。

(利益相反関係の排除)

第5条 職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。

2 通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認する。

(通報窓口)

第6条 外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口は、法令所管課とする。

2 法令所管課が複数にわたるときは、当初に通報された法令所管課が処分等の権限を所管する他の法令所管課に連絡し、協議のうえ対応の窓口となる法令所管課を定める。

(案内窓口)

第7条 活力創造部産業振興課は、労働者から照会があった場合における法令所管課の案内に関する事務を処理する。

(公益通報の受付)

第8条 法令所管課は、公益通報を受けたときは、公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）の秘密保持に配慮しつつ、公益通報の内容の把握に努めるものとする。

(法令所管課を誤った公益通報があった場合における教示)

第9条 法令所管課は、公益通報を受けた場合において、当該通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有しないときは、公益通報者に対し、当該処分若しくは勧告等に係る事務を所管する法令所管課又は当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(受理又は不受理の通知)

第10条 法令所管課は、第8条の規定により公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受理するか否かを決定し、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(調査の実施)

第11条 法令所管課は、前条の規定により受理した公益通報が調査を要するものと認めるときは、関係者からの事情の聴取、関係書類の閲覧、現地の確認その他必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査は、公益通報者の秘密保持のため、公益通報者が特定されないよう十分配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。この場合においては、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシーにも配慮するものとする。

(調査開始等の通知)

第 12 条 法令所管課は、公益通報に関する事務の適正な遂行に支障がある場合を除き、前条第 1 項の調査を開始したときはその旨及び当該調査に必要と見込まれる期間を、当該公益通報について調査を要しないものと認めたときは調査をしない旨及びその理由を、公益通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(調査結果に基づく措置の実施)

第 13 条 法令所管課は、第 11 条第 1 項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

(是正措置の通知)

第 14 条 法令所管課は、前条の規定により必要な措置をとったときは、行政上特別の支障がある場合を除き、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、公益通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第 11 条第 1 項の調査の結果、通報対象事実がなかった場合及び前条の規定による措置をとる必要がなかった場合に準用するものとする。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(公益通報の処理経過の報告)

第 15 条 法令所管課は、公益通報として受理した通報の一連の処理経過については、活力創造部産業振興課まで速やかに報告するものとする。

(記録等の管理)

第 16 条 法令所管課及び活力創造部産業振興課は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料を、公益通報者の秘密保持に配慮しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。